

○営業施設基準の準則

(昭和32年9月9日)
〔衛環発第43号の別添〕

【一一二 飲食店及び喫茶店営業】

- 1 専用の調理場を設け、来客予定数若しくは計画製造量に応じ十分な広さとすること。
- 2 調理場及び客室、客席は、便所、汚水だめ、畜舎その他不潔な場所と完全に隔離すること。
- ③ 調理場の天井及び内壁は、すき間がなく、平滑で清掃に便利な構造とし、なるべく明るい色で塗装すること。
- ④ 床面は、耐水性の材料を用い、清掃洗じょうに便利な構造とし、適当なこう配をつけ、十分な排水設備をすること。
- ⑤ 内壁は、床面から少なくとも高さ1メートルまでを耐水性の材料で築造又は腰張すること。
- ⑥ 採光、換気を十分にするため、窓をできるだけ大きくとる等必要な設備をすること。採光が十分でない場合及び夜間の照明は、床面において少なくとも15ルクス以上の明るさとすること。
- ⑦ 煮焼、揚げもの等をする箇所の上部には、金属板製ろうと型天がい又は有効な排気装置をすること。
- 8 窓その他必要な箇所には、金網を張る等防そ防虫の設備をすること。
- 9 流水式の器具洗じょう設備及び食器具の水切り設備をすること。
- 10 調理場には、十分に給水できる従業員専用の流水式手洗設備をすること。
- 11 移動することの困難な器具の配列は、作業に便利な位置にあり、かつ、清掃、洗じょうが容易であること。
- 12 調理用及び供食器具は、よく補修せられ、完全に使用できる状態にあり、かつ、来客予定数若しくは計画製造量に応じ、それぞれ必要数をそなえること。
- 13 必要に応じ、防そ・防虫・防じんの装置のある飲食物専用運搬具をそなえること。
- 14 調理用及び供食器具を衛生的に保管する戸棚、保存箱等の設備をすること。
- ⑯ 冷蔵庫をそなえ、冷蔵温度を正確に計ることができるもの温度計を装置すること。
- 16 食品に直接接觸する器具類を、熱湯、蒸気又

は無害な殺菌剤で消毒することのできる設備をすること。

- 17 上水その他飲用に適する業務用水を豊富に供給できる設備をすること。
 - 18 適当な容積で、ふたのある不しん透性の廃棄物容器をそなえること。
 - 19 便所には、防そ、防虫、防臭の設備及び十分に給水できる流水式手洗設備をすること。
 - 20 従業員が常に着用するよう、必要数の清潔な作業衣、作業帽をそなえること。
 - ㉑ 従業員の数に応じ、適当な広さの更衣室を設けること。
 - ㉒ 業態が特殊なものであって、知事が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることがある。
- 〔注〕 基準事項の番号に○印の附してあるものは、同じく()印の附された事項の規定により「しんしゃく」することができる事項であることを示す。
- ### 【三 菓子製造業(パン製造業を含む。)】
- ① 専用の製造場を設け、計画製造量に応じ十分な広さとすること。必要に応じ、はっこう室、包装室を設けること。
- ② 製造場、はっこう室及び包装室は、便所、汚水だめ、畜舎その他不潔な場所と完全に隔離すること。
- ③ 製造場、包装室の天井及び内壁は、すき間がなく、平滑で、清掃に便利な構造とし、なるべく明るい色で塗装すること。
- ④ 床面は、耐水性の材料を用い、清掃洗じょうに便利な構造とし、適当なこう配をつけ、十分な排水設備をすること。
- ⑤ 内壁は、床面から少なくとも高さ1メートルまでを耐水性の材料で築造又は腰張すること。
- ⑥ 採光、換気を十分にするため、窓をできるだけ大きくとるなど必要な設備をすること。採光が十分でない場合及び夜間の照明は、床面において少なくとも15ルクス以上の明るさとすること。
- ⑦ ばい煙、蒸気等が発散する箇所には有効な排気装置をすること。
- ⑧ 窓その他必要な箇所には、金網を張る等防そ防虫の設備をすること。
- ⑨ 製造場及び包装室には、十分に給水できる従業員専用の流水式手洗設備をすること。
- ⑩ 製造場の一部に又は附属して、適当な大きさの原材料及び製品置場を設け、防そ、防虫、防

- じん、必要に応じ防湿の設備をすること。
- ⑪ 必要に応じ、清掃、洗じょうが容易で、かつ、防そ、防虫、防じんの装置がある専用の運搬容器をそなえること。
 - ⑫ 適当な器具洗じょう設備及び衛生的な器具保管設備をすること。
 - ⑬ 移動することの困難な器具の配列は、作業に便利な位置にあり、かつ、清掃、洗じょうが容易であること。
 - ⑭ 製造及び取扱器具は、よく補修せられ、完全に使用できる状態にあり、かつ、計画製造量に応じ、それぞれ必要数をそなえること。
 - ⑮ 加熱し、冷却し、又は保管するための設備については、必要に応じ、温度又は圧力を正確に計ることができるものと同様の計器を装置すること。
 - ⑯ 食品に直接接触する器具類を、熱湯、蒸気又は無害な殺菌剤又はこれと同等の効力あるもので消毒することのできる設備をすること。
 - ⑰ 上水その他飲用に適する業務用水を豊富に供給できる設備をすること。
 - ⑱ 適当な容積で、ふたのある不しん透性の廃棄物容器をそなえること。
 - ⑲ 便所には、防そ、防虫、防臭の設備及び十分に給水のできる流水式手洗設備をすること。
 - ⑳ 従業員が常に着用するよう、必要数の清潔な作業衣、作業帽をそなえること。
 - ㉑ 従業員の数に応じ、適当な広さの更衣室を設けること。
 - ㉒ 業態が特殊なものであって、知事が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることがある。

[以下略]

[注] 基準事項の番号に○印の附してあるものは、同じく()印の附された事項の規定により「しんしゃく」することができる事項であることを示す。

【三の二 あん類製造業】

(建物の構造)

- 一 1 製造業は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。
- 2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区画をすること。
- 3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、製造室及び製品置場を設け、それぞれ一定の区画をすること。

- 4 製造場以外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の内壁は、不浸透性材料（石、コンクリート、白煉瓦等水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張され、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けられていること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具（浸豆槽、煮沸釜、ロール機、沈殿槽圧搾機）及び冷蔵庫を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 使用する添加物並びに移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場及び冷蔵庫には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものである。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものであること。

2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設けかつ流水式手洗設備を設けること。

【四 アイスクリーム類製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適當な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適當な方法により住居と一定の区劃をすること。

3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する製造室、調合室及び冷蔵設備を設け、それぞれ一定の区劃をすること。ただし製造室と調合室を兼ねても衛生上支障ないときは調合室を省略することができること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適當な勾配と排水みぞが設けられ、かつ清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適當な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50

ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適當な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。
(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具（調合機、ろ過機、分注機、氷結管、凍結機、原液殺菌機）を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。
(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行われた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものであること。

2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【八の二 市乳販売業】(注現行は乳類販売業) (建物の構造)

- 一 1 店舗は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。
- 2 店舗は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区劃をすること。
- 3 店舗は、計画取扱量に応じた広さを有すること。
- 4 店舗外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。
- 二 1 店舗の天井及び内壁は、清掃し易い構造であること。
- 2 店舗の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。
- 3 店舗は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。
- 三 1 店舗の窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。
- 四 1 店舗の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。
- 五 1 店舗には、器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。
(食品取扱設備)
- 六 1 店舗には、計画取扱量に応じた数及び大きさの冷蔵設備その他必要な設備を備えること。なお、冷蔵設備は、乳等を常に摂氏10度以下に冷却保存できる能力を有するものであること。
- 七 1 固定した器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。
- 八 1 運搬用具は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。
2 運搬用具は、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。
- 九 1 冷蔵設備には、正確な温度計を見易い位置に設けること。
(給水及び汚物処理)
- 十 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、

又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

- 2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、污水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

- 十一 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものであること。

- 2 便所は、店舗に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【十一 魚介類販売業】

- 一 他と適当な方法により一定の区画をし、その面積は、通常の取扱数量を処理するのに必要な広さを有すること。
 - 二 床は、耐水材とし、排水に適當な設備をし、内壁は、耐水材で高さ1米以上の腰張りをすること。
 - 三 採光換気に十分な施設をし、すき間のない天井を張ること。
 - 四 飲用に適する水を十分に供給し得る設備をすること。
 - 五 取扱数量に応じた容積があり十分な機能を有し、正確な温度計を設けた冷蔵設備を備えその内部は汚染を防ぐ設備をすること。
 - 六 防塵、防虫、防鼠設備の完全な陳列場及び器具類置場を設けること。
 - 七 有蓋で十分な容量の耐水性の廃棄物容器を備え、汚液汚臭のものないようにすること。
 - 八 有蓋で清潔で衛生的な運搬容器を備えること。
 - 九 便所と隔離し、便所には流水式の手洗設備を設け防虫設備をすること。
 - 十 生食用魚介類を取扱う場所は、防虫設備をし、専用の器具を備えつけること。
- ## 【十二 魚介類市場営業】(注 現行は魚介類せり売営業)
- 一 面積は、通常の取扱数量を処理するのに必要な広さを有すること。
 - 二 荷揚分荷等魚介類を取扱う場所には、左の設備をすること。
 - イ 床は耐水材とし排水に適當な設備をすること。

と。

- ロ 魚介類を直接床上に置かぬために必要な設備をすること。
- ハ 飲用に適する水を十分に供給し得る設備をすること。

三 分荷及び処理を行なう場所には、左の設備をすること。

イ 天蓋を設けること。

- ロ 床面は、路面より10センチメートル以上高くすること。

ハ 有蓋で十分な容量の耐水性の廃棄物容器を備え、汚液汚臭のもれないようにすること。

ニ 換気採光に十分な設備をすること。

四 路面その他場内の必要な場所は、耐水材で敷設すること。

五 完全な排水機能を有する設備をし、下水に直流出来ぬものは、有蓋の沈殿式汚水溜を施設外に設けること。

六 廃棄物置場は、魚介類を取扱う場所から適当な距離を有し汚液汚臭のもれない、搬出に便利な場所及び設備であること。

七 場内適当な場所に防虫設備のある便所を設け、流水式の手洗設備をすること。

【魚介類冷凍業】（注 現行はこの業種はない）

一 面積は、通常の取扱数量を処理するのに必要な広さを有し、左の設備をすること。

イ 荷扱及び処理場

ロ 準備室

ハ 凍結室

ニ 冷蔵室

二 荷扱場

イ 床は、耐水材とし排水に適当な設備をし、搬入搬出に便利な高さを有すること。

ロ 魚介類を直接床の上に置かぬために必要な設備をすること。

ハ 飲用に適する水を十分に供給し得る設備をすること。

三 処理場

イ 床は、耐水材とし排水に適当な設備をし、内壁は、耐水材で高さ1米以上の腰張りをすること。

ロ 換気採光に十分な施設をすること。

ハ 飲用に適する水を十分に供給し得る設備をすること。

ニ 有蓋で十分な容量の耐水性の廃棄物容器を備え、汚液汚臭のもれないようにすること。

ホ 魚介類を直接床の上に置かぬために必要な設備をすること。

ヘ 適当な器具類置場を設けること。

ト 防塵、防虫、防鼠設備をすること。

四 準備室

イ 魚介類を直接床上に置かぬために必要な設備をすること。

ロ 防鼠の設備をすること。

ハ 正確な温度計を設けること。

五 凍結室

イ 機能完全な設備であること。

ロ 正確な温度計を設けること。

六 冷蔵室

イ 十分な機能を有すること。

ロ 魚介類を直接床上に置かぬために必要な設備をすること。

ハ 正確な温度計を設けること。

七 適当な場所に防虫設備のある便所を設け流水式の手洗設備をすること。

【十四 食品の冷凍又は冷蔵業】

（建物の構造）

一 1 工場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 工場は、計画取扱量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する荷揚場、処理場、冷凍予備室及び冷凍室又は冷蔵室並びに機械室を設け、それぞれ一定の区劃をすること。

3 作業場（荷揚場、処理場、冷凍予備室及び冷凍室又は冷蔵室並びに機械室をいう。以下本項において同じ。）外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 荷揚場の上屋及び処理場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 冷凍予備室及び冷凍室又は冷蔵室の天井は、不浸透性材料で作られ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 作業場（処理場を除く。）の内壁は、不浸透性材料で作られ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 処理場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

5 作業場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

6 荷揚場、処理場及び機械室は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得な

い場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 作業場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 作業場の周囲の地面は、排水がよく、かつ清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 作業場には、機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 作業場には、計画製造量に応じた数及び大きさの台、すの子その他必要な機械器具、容器類を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、計画取扱量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 作業場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し清掃し易く、汚液汚臭のもれないものであること。

2 便所は、作業場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【十四の二 食品の放射線照射業】

1 照射施設は、不潔な場所に位置しないこと。

2 照射室は、計画処理量に応じた広さを有すること。

3 照射室の内壁及び床は、不浸透性の材料で作られ、清掃しやすい構造であること。

4 照射室は、ねずみ、こん虫の侵入を防止する構造であること。

5 コンベア等の装置は、所定の移動速度を確実に維持し得る性能のものであり、清掃しやすく、機械油等によって食品を汚染することのない構造であること。

【十九 煮豆又はつくだ煮製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区劃をすること。

3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有すること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従

- 業者専用の流水式手洗設備を設けること。
- (食品取扱設備)
- 六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの器具及び容器を備えること。
- 七 1 固定した器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。
- 八 1 器具及び容器のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。
- 九 1 器具及び容器は、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。
- 十 1 原材料及び製品並びに移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。
- 十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。
- (給水及び汚物処理)
- 十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。
- 2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源(井戸その他)は、便所、污水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。
- 十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のもれないとあること。
- 2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。
- 【十九の二 食用油脂製造業】**
- (建物の構造)
- 1 製造業は不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。
- 2 製造場は間仕切りその他適当な方法により住居及び不潔な場所と一定の区画がしてあること。
- 3 製造場の周囲の地面は清掃し易い材料でおおわれ、排水が良好であること。
- 4 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、製造室、充てん室、包装室、製品倉庫等を必要に応じて設け、それぞれ一定の区画がしてあること。
- 5 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けてあること。
- 6 床、壁及び天井は平滑で清掃し易いものであること。
- 7 内壁はすき間がなく、かつ、床面から1メートル以上の高さまで不滲透性材料で築造又は腰張りされていること。
- 8 床はコンクリート等の不滲透性材料で作られ、ひび割れや凸凹がなく、かつ排水が良好であること。
- 9 採光、照明及び換気が十分であること。
- 10 窓、出入口、その他開閉する場所は閉鎖することができる構造とし、防そ、防虫設備が設けてあること。
- (食品取扱い設備)
- 11 製造場には計画製造量に応じた十分な数の常によく補修された前処理設備(原料の精選、破碎、圧べん、乾燥ばい煎、蒸煮等ができる設備)、搾油設備(圧搾機、抽出機等)、精製設備(ろ過、湯洗い、脱ガム、脱酸、脱色、脱臭、脱ろう等ができる装置又は設備)、充てん機、打栓機、巻締機その他の器具、容器類を必要に応じて設けてあること。
- 12 固定した機械器具及び移動し難い器具は洗じょうし易い位置に配列してあること。
- 13 機械、器具のうち、食品に直接接触する部分は耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。
- 14 原材料、製品及び添加物並びに移動性の器具容器類を衛生的に保管できる設備が設けてあること。
- 15 製造場には正確な温度計を見易い位置に設けてあること。
- 16 計器類はよく補修され十分に性能を発揮するものであること。
- (給水及び汚物処理)
- 17 水道水又は飲用適の水を十分に供給できる給水設備を有するものであること。
- 18 水道水以外の水を供給する場合、その水源は便壺、污水溜、畜舎その他不潔な場所から相当の距離にあり、閉鎖式で外部から汚染されるおそれがない、官公立の衛生試験機関で飲用適と認められたものであること。
- 19 廃棄物容器はふたがあり、耐水性で十分な容積を有し清掃し易く、汚液、汚臭がもれないものであること。

20 便所は製造場に影響のない位置にあり、従業者数に応じて十分な数を設けてあること。

21 便所には防虫、防そ設備及び流水式手洗い設備を設けてあること。

【十九の三 そうざい製造業】

(建物の構造)

1 製造場及び倉庫は、便所、汚水溜、動物飼育場所その他不潔な場所と完全に隔離されていること。

2 専用の製造場を設け製造予定数若しくは計画製造量に応じ十分な広さとすること。

3 製造場及び倉庫の周囲の地面は排水がよく、かつ、清掃しやすい材料でおおわれ適當な勾配が設けてあること。

4 製造場は原料置場、処理場、加工場、包装場、製品置場等を設け、作業区分により必要に応じて一定の区画がしてあること。

5 製造場の天井及び内壁はすきまがなく、平滑で清掃に便利な構造とし、明るい色で塗装されている。

6 床面は不浸透性の材料を用い、清掃洗浄に便利な構造と、適當な勾配をつけ、十分な排水設備を設けてあること。

7 内壁は床面から少くとも1メートルまでを不浸透性の材料で築造又は腰張りされ、かつ、清掃しやすい構造であること。

8 採光は自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有するものであること。

9 換気は換気扇を備えた排気装置その他必要な設備をすること。煮、焼、揚げ、蒸し等の行為を行なう箇所の上部には金属板製ロウト型天がい又は有効な排気装置を設けてあること。

10 扉は自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のもので、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設けてあること。

11 製造場には十分に給水できる流水式洗浄設備及び手洗い設備を設けてあること。

12 従業員の数に応じた適當な広さの更衣室又は更衣箱を設けてあること。

(食品取扱設備)

13 固定した機械器具及び移動し難い器具の配列は作業に便利な位置にあり、かつ、清掃、洗浄が容易であること。

14 食品に直接接触する器具類を熱湯、蒸気又は無害な殺菌剤又はこれと同等の効力あるもので消毒することの出来る設備を設けてあること。

15 計画製造量に応じた数及び大きさの解凍そう、原料洗浄そう、加工台、調味注入設備、蒸煮がま、巻締機、打栓機、冷却そう、浸びんそう、洗びん機等必要な機械器具及び容器を設け、かつ、よく補修せられ完全に使用できる状態にあること。

16 加工台（作業台）は耐水性材料で作られ、その表面はステンレスで張る等清掃及び洗浄が容易であること。

17 添加物並びに移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けてあること。

18 必要に応じ防そ、防虫、防じんの装置のある飲食物運搬具を設けてあること。

19 冷蔵施設（冷蔵庫）を設け、冷蔵温度を正確に計ることができる温度計が装置されていること。

20 作業場には正確な温度計を見やすい位置に設けてあること。

21 計器類及び機械器具等は計画製造量に対応し得る能力を有し、十分性能を発揮するものであること。

(給水及び汚物処理)

22 水道水その他飲用に適する業務用水を豊富に供給できる設備を設けてあること。

23 水道水以外の水を用いる場合にはその水源（井戸その他）は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

24 廃棄物容器（置場）は、不浸透性材料で作られ、ふたがあり、清掃しやすく汚臭汚液のもれない構造のものであること。

25 便所は、加工場に影響のない位置にあり従業者数に応じて十分な数を設けてあること。

26 便所には防虫、防そ設備及び流水式手洗い設備を設けてあること。

【十九の四 添加物製造業】

1 製造及び加工の場所は次に定めるところに適合するものであること。

(1) 住居及び不潔な場所と完全に区画されること。

(2) その作業を行なうために十分な広さを有すること。

(3) 塵芥、そ族、昆虫等を防ぐ構造及び設備を有すること。

(4) 採光及び換気は適切であること。

(5) 天井及び壁は、板張り、コンクリート等で

作られ、かつ、ごみの落ちるおそれのない構造であること。

(6) 床は原則として石、コンクリート、タイル等水が浸透しないもので作られ、清掃し易い構造を有すること。ただし、やむを得ない場合は表面がなめらかで、すき間がない板張りを用いることができる。

2 当該製造所の製品を製造または加工するために必要な機械、器具、容器等は損耗が少なく、かつ、製品の品質に影響を与えないような材料からなるものであること。

なお、添加物の製剤を製造する場合には、含有成分が均一に分散するように機械的な攪拌装置等必要な設備を有すること。

3 製造及び加工に使用する機械、器具及び容器等を洗浄するのに便利な洗浄設備を設けること。

4 製造及び加工のために使用する機械、器具及び容器等は医薬品または工業薬品等の製造または加工のための機械、器具及び容器等と区別すること。

ただし、添加物と医薬品等の製造または加工を同一の工程で行なう場合であって、同一の機械等を使用しても添加物の成分に悪影響を及ぼさないと認められる場合にあってはこの限りではない。

5 製品を衛生的にかつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

この貯蔵設備は添加物以外の物と区別して貯蔵できること。

なお、保存基準が定められている添加物を扱う施設にあっては保存基準に合う貯蔵設備を有すること。

6 原料または製品の試験検査に必要な設備及び器具を有すること。

ただし、小分けまたは製剤のみを行なう業者にあっては、試験検査のうちの特殊試験に必要な設備及び器具については、他の試験設備を有する機関を利用して自己の責任において当該添加物の試験検査を行なう場合であって、支障がないと認められるときはこの限りでない。

7 製造または加工の過程において生ずる排水、廃棄物及びガス等を完全に処理できる設備を有すること。

【二十 マーガリン製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。

ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区割をすること。

3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料取扱室、製造室、包装室及び製品倉庫を設け、それぞれ一定の区割をすること。

4 製造場外の従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。
(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具、溶解槽、殺菌機、はっ酵槽、冷却機及び包装及び包装機を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、污水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚物汚臭のものでないものであること。

2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【二十一 みそ製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区画をすること。

3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、麺室、仕込み室、熟成室、たる詰室及び製品倉庫を設け、それぞれ一定の区画をすること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 原料倉庫、たる詰室及び製品倉庫の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設

備を設けること。

5 仕込み室及びたる詰室は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、污水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離があり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものでないものであること。

2 便所には、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫

の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【二十二 醤油製造業】

(建物の構造)

- 一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。
ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。
- 2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区画をすること。
- 3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、麺室、醸酵室、圧搾室、火入室、たる詰又はびん詰室及び製品倉庫を設け、それぞれ一定の区画をすること。
- 4 アミノ酸醤油(半製品を含む。)を製造する場合は、必要に応じて原料分解室を設け、酸類及び中和剤の格納庫は原料分解室とは別室にすること。
- 5 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。
- 二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。
- 2 原料倉庫、火入室、たる詰又はびん詰室及び製品倉庫の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。
- 3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。
- 4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。
- 5 圧搾室、火入室及びたる詰又はびん詰室は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。
- 三 1 製造場の窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。
- 四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。
- 五 1 製造場には、原料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

- 六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具(破碎機、蒸煮釜、たる詰又はびん詰機)を設けること。
 - 2 アミノ酸醤油を製造する場合は、耐酸、耐アルカリ性の分解釜を設備し、悪臭を処理する装置を備えること。
 - 七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。
 - 八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。
 - 九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。
 - 十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。
 - 十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。
- (給水及び汚物処理)
- 十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。
 - 2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源(井戸その他)は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。
- 十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものれないものであること。
 - 2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。
- 【二十三 ソース類製造業】
- (建物の構造)
- 一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。
ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。
 - 2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区画をすること。
 - 3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、製造室、び

ん詰室及び製品倉庫を設け、それぞれ一定の区画をすること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具を設けること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、

又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、污水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものれないものであること。

2 便所は、製造場の影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【二十四 酒類製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定区画をすること。

3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、麺室、仕込み室、圧搾室、火入室、たる詰又はびん詰室及び製品倉庫を設け、それぞれ一定の区画をすること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 仕込み室、圧搾室、火入室、たる詰又はびん詰室及び製品倉庫の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 仕込み室、圧搾室、火入室及びたる詰又はびん詰室は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適当な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 製造場には計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は耐水性で洗じょうし易く、加熱その他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものでないこと。

2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【二十五 豆腐製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。

ただし、適當な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適當な方法により住居と一定の区画をすること。

3 製造場は、計画製造量又は取扱量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫及び製造室を設け、それぞれ一定の区画をすること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。

3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適當な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適當な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の窓、出入口その他開放する場所並びに原料及び製品を保管する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適當な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 原材料及び製品並びに移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものれないものであること。

2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【二十六 納豆製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適当な措置のあるものはこの限りでないこと。

2 製造場は、間仕切りその他適当な方法により住居と一定の区画をすること。

3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料倉庫、はつ酵室、作業場及び製品置場を設け、それぞれ一定の区画をすること。

4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。

二 1 製造場の天井及び内壁は、清掃し易い構造であること。

2 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、平滑で、かつ、清掃し易い構造であること。

3 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適当な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。

4 作業場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。

三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のもの

でそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。

四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適當な勾配が設けられていること。

五 1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。

(食品取扱設備)

六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具（包装材料殺菌装置等）を備えること。

七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。

八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。

九 1 機械、器具及び容器は、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。

十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。

2 殺菌処理された容器包装として用いる経木類を衛生的に保管する格納箱を備えること。

十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。

(給水及び汚物処理)

十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。

2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源（井戸その他）は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。

十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものれないものであること。

2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【二十七 めん類製造業】

(建物の構造)

一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。

- ただし、適當な措置のあるものはこの限りでない。
- 2 製造場は、間仕切りその他適當な方法により住居と一定の区画をすること。
 - 3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、乾めん類製造業にあっては十分な耐久力を有する原料倉庫、製造室、乾燥室、包装室及び製品貯蔵室を、生めん類製造業及びゆでめん類製造業にあっては十分な耐久力を有する原料倉庫、製造室及び製品置場を設け、それぞれ一定の区画を有すること。ただし、乾めん類製造業にあってめん類を天日乾燥させる場合には、塵埃が附着することを防止するため、他と区別し得る区画を設けること。
 - 4 製造場以外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。
- 二 1 製造場の天井及び内壁は、清掃し易い構造であること。
- 2 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、平滑で、かつ、清掃し易い構造であること。
 - 3 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適當な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。
 - 4 製造室及び包装室は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。
- 三 1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のもとでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。
- 四 1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ、清掃し易い材料でおおわれ、適當な勾配が設けられていること。
- 五 1 製造場には、機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。
(食品取扱設備)
- 六 1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具を備えること。
- 七 1 固定した機械器具及び移動し難い器具は、洗じょうし易い位置に配列すること。
- 八 1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。
- 九 1 機械、器具及び容器は、計画製造量に応じた数を備え、常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。
- 十 1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。
- 十一 1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。
(給水及び汚物処理)
- 十二 1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。
- 2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源(井戸その他)は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。
- 十三 1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のないものであること。
- 2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、従業者の数に比して少なすぎず、かつ、使用に便利なものであること。また、そ族、昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。
- 【二十八 乳酸菌飲料製造業】
(建物の構造)
- 一 1 製造場は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、適當な措置のあるものはこの限りでないこと。
- 2 製造場は、間仕切りその他適當な方法により住居と一定の区画をすること。
 - 3 製造場は、計画製造量に応じた広さを有し、十分な耐久力を有する原料置場、製造室、容器具洗じょう殺菌室、製品置場及び冷凍機を備えた冷蔵室又は冷蔵庫を設け、それぞれ一定の区画をすること。
 - 4 製造場外に従業者の数に応じた清潔な更衣室又は更衣箱を設けること。
- 二 1 製造場の天井は、清掃し易い構造であること。
- 2 製造場の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1メートルまで不浸透性材料で腰張りされ、かつ、清掃し易い構造であること。
 - 3 製造場の床は、不浸透性材料で作られ、これに適當な勾配と排水みぞが設けられ、かつ、清掃し易い構造であること。

- 4 換気扇を備えた排気装置その他水蒸気等を適當な高さで屋外に放散することができる設備を設けること。
 - 5 製造場は、自然光線を十分にとり入れる構造であって、やむを得ない場合及び夜間は50ルクス以上の明るさを有すること。
- 三1 製造場の扉は、自動開閉式とし、窓、出入口その他開放する場所は、金網その他のものでそ族、こん虫の侵入を防止する設備をなし、排水口には防そ設備を設けること。
- 四1 製造場の周囲の地面は、排水がよく、かつ清掃し易い材料でおおわれ、適當な勾配が設けられていること。
- 五1 製造場には、原材料及び機械器具を洗じょうするのに便利な流水式洗じょう設備及び従業者専用の流水式手洗設備を設けること。
(食品取扱設備)
- 六1 製造場には、計画製造量に応じた数及び大きさの機械器具(攪はん機、洗じょう機、殺菌機、分注機、打栓機)を備えること。
- 七1 固定した機械器具及び移動し難い器具は洗じょうし易い位置に配列すること。
- 八1 機械器具のうち、食品に直接接触する部分は、耐水性、かつ、耐酸性で洗じょうし易く、加熱又はその他の殺菌が可能なものであること。
- 九1 機械、器具及び容器は常によく補修され、かつ、清潔で完全に使用可能の状態に保持されていること。
- 十1 移動性の器具及び容器類を衛生的に保管する設備を設けること。
- 十一1 製造場には、正確な温度計を見易い位置に設けること。
(給水及び汚物処理)
- 十二1 用水は、殺菌処理の行なわれた水道水か、又は官公立の衛生試験機関で飲用適と認められてから2年以内の水が、豊富に供給されていること。
- 2 水道水以外の水を用いる場合には、その水源(井戸その他)は、便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり、かつ、閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないものであること。
- 十三1 廃棄物容器は、ふたがあり、耐水性で十分な容量を有し、清掃し易く、汚液汚臭のものでないものであること。
- 2 便所は、製造場に影響のない位置にあり、

従業者の数に比して少なすぎず、かつ使用に便利なものであること。また、そ族昆虫の侵入を防止する設備を設け、かつ、流水式手洗設備を設けること。

【食品の自動販売機に係る施設基準】

飲食店営業喫茶店営業、乳類販売業及び冰雪製造業

- 1 設置場所は清潔であって衛生管理が十分行き届く場所であること。
- 2 設置場所は屋内であること。ただし、ひさし、屋根等で雨水を防止できる場合にあっては、この限りでない。
- 3 設置場所は使用目的に応じて適當な広さを有していること。
- 4 設置場所の床面はコンクリート、その他の不浸透性、かつ、堅ろうな材質を用い、清掃が容易な構造であること。
- 5 設置場所には適當な廃棄物容器を設けること。
- 6 設置場所には十分な照明設備及び有効な換気設備を設けること。
- 7 設置場所には飲用適の水を十分供給できる設備を設けること。
- 8 設置場所には適當な排水設備を設けること。